

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部家庭ごみ減量課(06-6630-3259)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	古紙・衣類の持ち去り行為等の規制に関する命令等
概要	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例では、古紙・衣類の持ち去り行為等の禁止について定め、それらに違反したものに対して、指導、勧告、命令を順に行い、命令に従わないときは、過料及び氏名等の公表を行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年4月1日条例第4号） 第15条の2、第15条の3、第15条の4、第15条の5、第15条の6、第15条の7、第43条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html)
処分基準	次のいずれかに該当する場合には、必要な措置（命令・過料等）を講ずることがあります。 (1) 本市及び本市が古紙・衣類の収集又は運搬を委託した者以外のものが、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される古紙・衣類（集団回収により収集されるものを除く。）を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせたとき (2) コミュニティ回収等を実施する団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した者以外のものが、当該団体が古紙・衣類を収集する場所として市長に届け出た場所に持ち出された古紙・衣類を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせたとき (3) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙又は古繊維に限る。）の処分を業として行うものが、（1）若しくは（2）に違反しているものから古紙・衣類の占有を取得する行為を行ったとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000394165.html
備考	